

## 申告に必要なもの

申告に必要なものは、忘れないように準備してください。

### (1) 個人番号のわかるもの（平成28年分から必要になりました）

- ①申告者本人：マイナンバーカード又は個人番号通知カードと運転免許証等の本人確認書類
- ②控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者の方：マイナンバーカード又は個人番号通知カード

- (2) 印鑑
- (3) 通帳など口座番号のわかるもの（還付申告の方）
- (4) 各種証明書等

- ①給与・年金などの源泉徴収票
  - ②社会保険料控除の国民年金保険料などの支払った額がわかるもの
  - ③生命保険料・地震保険料控除を受ける方は、保険料の支払証明書
  - ④医療費控除を受ける方は、必要事項を記載した「医療費控除に関する明細書」
- ※医療費の領収書は提出が不要となり、ご自分で申告期限から5年間保存するように変わりました。  
 ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を選択される場合は、必要事項を記載した「セルフメディケーション税制の明細書」、健康保持増進及び疾病の予防の取組みが分かる書類

### (5) 収支計算書等

- ①事業所得（農業、商業、漁業など）のある方は、収入金額と必要経費がわかるよう作成した収支計算書
- ②申告に必要な帳簿や領収書

## 収支計算の注意点！ ～農業を例にとって見てみましょう～

### 1 農業所得とは

その年の1月1日から12月31日までの1年間の農業に関する収入金額から、必要経費の額を差し引いたものが農業所得となります。

### 2 収入金額となるもの

- (1) 農産物の販売代金
  - ①農協に出荷された販売金額は、営農口座の取引明細票を参考に計上します。
  - ②市場などで販売されたものについては年間の販売額を集計し収入に計上します。
- (2) 自家消費した農産物  
自家消費等をしたときの生産者販売額が収入金額です（親類等に贈与した場合は含まれます。）
- (3) その他農業に関連して得た収入等
  - ・受託した農作業等の料金
  - ・受け取った各種交付金等

### 3 必要経費となるもの

- (1) 減価償却費以外の経費  
様式例にあるような経費科目が必要経費となります。農業用以外にも使用するものは農業用に係る部分のみが必要経費となります。
  - ①各経費科目に農業に関係のない費用が含まれていないか確認してください。
  - ②農業用・家事用いずれにも関係するもの（家事関連費）は、農業に関する部分を合理的に見積り、その額のみを経費とします。
    - ・建物：農業に使用している面積と居住用に使用している面積の比
    - ・自動車：農業で使用する割合と家事用で使用する割合の比
    - ・水道・電気代：通常の家庭で必要な料金とそれを超える部分（農業用）の料金の比
  - ③農業用の農機具等で、使用可能期限が1年未満のもの又は購入金額が10万円未満のものは、減価償却の対象とはせず、その全額を購入した年の必要経費に算入します。

### (2) 減価償却費

10万円以上の農機具等は、資産ごとに決められた耐用年数に応じて減価償却費を計算します。

※減価償却費は、申告相談の時に計算することも出来ます。まずは、収入金額と減価償却費以外の必要経費を計算してください。

※収支計算書は任意の様式で構いません。（収支計算書の用紙が必要な方は、役場税務課または各支所総合窓口にありますのでご利用ください。）

◆ご不明な点は税務課（☎0859-54-5208）へお問い合わせください。

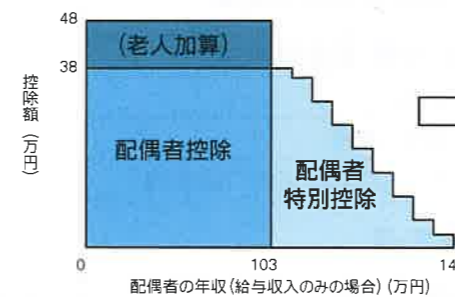
## 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が変わります！

平成30年分以降の所得税について、配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

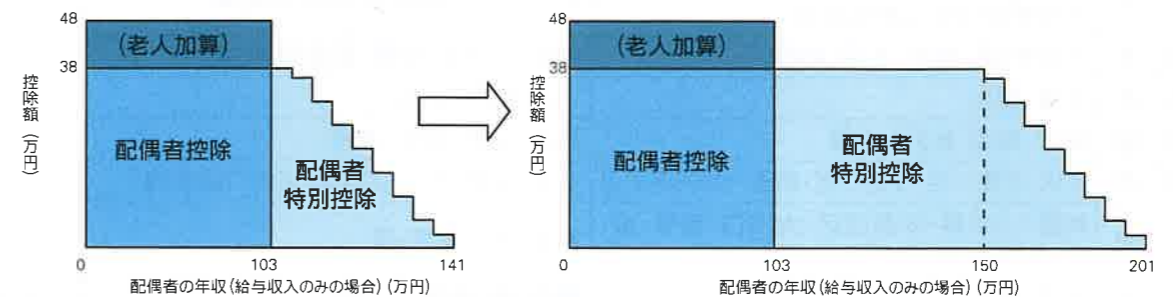
### 〔改正前〕

※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり



### 〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり  
 （図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合）



### 【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

国税庁

(詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。)